

[事案 19-35] がん給付金請求

- ・平成 20 年 2 月 27 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 2 月 5 日 和解成立

< 事案の概要 >

悪性新生物に該当するとして、がん診断給付金、がん入院給付金の支払いを求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

会社の定期健診で異常がみつき、A 内科で検査を受けた後、B 大学病院に入院し、直腸腫瘍(非浸潤性)について粘膜切除術(内視鏡)を受けた。退院後、加入していたがん保険にもとづき、がん診断給付金とがん入院給付金を請求したところ、約款上の「悪性新生物」に該当しないため、いずれも支払うことが出来ないと言う。

しかし、診察した A 内科医師が「悪性」と言っており、納得が出来ない。がん診断給付金およびがん入院給付金を支払ってほしい。

< 保険会社の主張 >

B 大学病院より入手した回答書および添付資料にもとづき検討した結果、下記のとおり、申立人の疾病は、当社がん保険の保障対象外であり、がん診断給付金、がん入院給付金の支払請求に応ずることは出来ない。

- (1) 申立契約において『がん』は、約款により、世界保健機関 (WHO) 修正国際疾病、傷害および死因統計分類の基本分類において悪性新生物(がん腫、肉腫および白血病等)に分類されている疾病と規定され、「悪性新生物」について、大腸(直腸含む)においては「直腸および直腸 S 状結腸移行部の悪性新生物」とされている。
- (2) 上記「直腸および直腸 S 状結腸移行部の悪性新生物」における、「悪性新生物」とは、新生物(腫瘍)のうち、浸潤を伴い、転移の可能性を伴うものを言う。他方、浸潤が伴わない新生物は、「上皮内新生物」ないし「良性新生物」と呼ばれ、「悪性新生物」とは明確に区別される。医学書においても、浸潤性の、粘膜下層に至った腫瘍が悪性腫瘍(悪性新生物)と説明されており、世界保健機関 (WHO) 修正国際疾病、傷害および死因統計分類の「直腸および直腸 S 状結腸移行部の悪性新生物」に言う「悪性新生物」は、浸潤を伴い転移の可能性を伴うものを言うことは明らかである。
- (3) 申立人について、B 大学病院により確定された診断内容は「直腸腫瘍」で、腫瘍細胞が粘膜内にとどまり、粘膜筋板を超えての浸潤が見られず、「悪性新生物」に該当する余地はなく、適切な切除さえなされていれば、転移・再発の可能性もない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立書、答弁書にもとづいて審理を進めていたところ、保険会社が本件については和解の方向で解決を図りたいとの意向が示され、生命保険相談所規程第 38 条第 1 項にもとづき、当事者双方に裁定書による和解案を提示するとともに、その受諾を勧告し双方の合意を得たので、和解契約書の調印をもって円満に解決した。